

(別紙 1)

今後の環境管理における公害防止体制の整備の在り方 (論点ペーパー)

1. 問題意識

(1) 企業の社会的責任の高まり

昨今、経済活動のグローバル化、情報化が進展するとともに、規制緩和、行政改革などにより自己責任の原則が広まるなど、社会構造は大きく変化している。

この変化に対応して、社会の重要な構成員である「企業」が、企業活動を通じて、いかに社会の様々な利害関係者(ステークホルダー)と関わりを持ちながら、社会的な責任を果たしていくかが重要な課題となっている。

このような環境の中、一部の企業は「企業の社会的責任(CSR)」に対して積極的に取り組んでいる。これは「社会における存在意義の実現」となるだけでなく、「長期のリスクマネジメント」にもつながるものであり、企業の持続的成長に必要なものである。

(2) 公害防止管理の位置付け

一方、一部の企業において、不適正な設備管理による排出基準の超過や公害防止管理者による測定データの改ざんが発生しており、公害防止管理について綻びが発生している。さらに法令違反による措置命令・罰則の適用や報道発表により、企業経営へ多大な影響を与えるケースが見られるだけでなく、これまで長期間にわたって築かれてきた地域における信頼関係への影響が懸念されている。

これらの原因としては、工場では、責任関係が不明確なため、公害防止業務を担当者に任せきりにして、ダブルチェックがはたらいっていないこと、全社的にも、公害防止管理を「長期の経営リスク」や「地域における信頼関係構築のための基礎」と認識せず、経営者を含めた全社的な環境リスクへの取組の指針・体制が整備されていないことが挙げられる。

また、公害防止管理は、日頃より、地域住民、周辺事業者、地方自治体、従業員など利害関係者(ステークホルダー)とリスクコミュニケーション、実効性のある公害防止体制を構築するための地方自治体との連携、非常時の適切な対応が課題となる。これは、労働環境、災害、廃棄物処理・リサイクル等とも共通する課題であり、「企業経営リスク」や「環境保全を通じた地域への貢献」と捉えて、全社的な取組が求められる。

(3) 本検討会の目的

本検討会では、「企業の社会的責任」を果たすとの観点から、「企業経営リスク」や「環境保全を通じた地域への貢献」と考えられる「公害防止管理」に対して企業がいかに取り組むべきかについて検討を行う。具体的には、

公害防止管理を企業経営上どのように位置付け、全社的な指針を策定し、内部統制を実施すべきか。

現場で生じる「リスクの警鐘」に対していかに反応し、企業経営につなげていくか。

全社的な取組の実効性を上げるため、いかに従業員への教育を実施すべきか。

地域との信頼関係を保ち、環境保全に貢献していくため、どのように利害関係者との連携を行うべきか。

等が挙げられる。

2. 検討の課題

(1) 公害防止対策に関する全社的なマネジメントの在り方

- ・ 企業の社会的責任を果たすとの観点から、経営者または担当役員は公害防止管理を企業経営の重要課題（リスク）と捉えて、日常の対応、万一の対応について全社的な方針を定めるとともに、自ら現場の状況を把握し、指揮をとるべきではないか。
- ・ 本社（経営者）は法令遵守（コンプライアンス）のみならず、法令の背後にある社会的要請を果たすとの観点から公害防止管理を捉えて対策を講じるべきではないか。さらに、経営者の責任体制の構築が必要ではないか。
- ・ CSRへの取組については、「取組体制を整備する」「規格に適合するように環境管理体制を整える」といったように、体制作りが目的化していないか。本社（経営者）は、環境管理を経営理念に結びつけ、具体的に実践するための仕組み作りが求められるのではないか。
- ・ 本社が工場における公害防止管理の実態を把握し、改善を指示することが十分に機能するためには、いかなる方策が求められるのか。
- ・ 公害防止対策を全社で効率的に進めるために、本社、工場の間でどのような役割分担や連携を図るべきか。例えば、本社が公害防止管理指針を定め、工場が地域の実情を踏まえて具体的な方策を策定すべきか。また、本社はいかに工場での「リスクの警鐘」を吸い上げ、未然防止に努めるべきか。
- ・ 企業のグループ化が進む中、子会社、関連会社も含めたグループ全体の一体的な公害防止管理への取組が求められるのではないか。また、公害防止は業界共通の課題であることから業界一体となった取組が求められるのではないか。

(2) 公害防止対策に関する工場でのマネジメントの在り方

- ・ 工場長は、全社的な方針に沿って、工場全体の公害防止管理業務をいかに指揮・運営すべきか。具体的には、どのように工場従業員に全社的指針を浸透させ、工場の実情に合った方策を策定し、実態がフィードバックされるような仕組みを構築するか。
- ・ 管理者法による「公害防止統括者」、「公害防止管理者」制度を活用しながら、工場においてどのような公害防止管理体制を構築すべきか。
- ・ 現場の公害防止業務を個人の資質に任せきりにするのではなく、組織として多重的に確認されるような体制をいかに構築すべきか。その際、内部監査、外部監査をいかに活用すべきか。
- ・ 公害防止業務に対する従業員の理解、工場内での意思統一を図るため、日常時や緊急時の公害防止業務の責任所在や作業手順を明確化すべきか。
- ・ 現場で発生した問題、対応状況を工場責任者、本社（経営者）に伝える方策を整備すべきではないか。また、万一、各種公害規制法に基づく規制基準の遵守や測定の実施が確保できない事態が発生した場合の工場内の対応、本社や地方自治体への通報体制をあらかじめ明確化すべきか。

(3) 公害防止対策に関する従業員への教育の在り方

- ・ 従業員が全社的な公害防止管理の方針を十分認識するためにも、単に関連法令を遵守するだけでなく、法令の背後にある社会的な要請を理解し、自律的に対処するためにも、従業員への企業方針に関する教育、倫理教育、環境関連教育を実施すべきではないか。その際、立場により身につけるべき知見や求められる判断も異なることから、ポジションにより教育内容を検討する必要があるのではないか。
- ・ これまでは、現場の熟練者によりノウハウの伝承などが行われてきたが、定年による現場熟練者の減少によって、現場における公害防止業務のノウハウの移転が困難になることが懸念される。このため、公害防止管理のマニュアル化、工場内、本社・工場間での連絡会の開催、外部研修の活用など、組織的な対応が必要ではないか。
- ・ 環境法令の改正や環境技術の進展に対応するため、外部機関の活用も含めてどのような方策を採るべきか。

(4) 企業を取り巻く利害関係者（ステークホルダー）との連携の在り方

- ・ 企業全体としては、社会における企業価値の向上、企業のリスク管理能力の向上、資本市場等からの高い評価のため、CSRを積極的に活用し、情報開示を進めるべきではないか。
- ・ 工場では、円滑な事業活動のためには、地域社会との融合が重要な要素であることから、どのように地域住民、周辺事業者、地方自治体、環境NPO等地域のステークホルダーとのリスクコミュニケーションを図るべきか。そのためには、住民説明会、施設見学など、公害防止への取組を積極的に発信する手段を講じるべきか。
- ・ 地方自治体は、地域における環境の状況や事業の特性に応じて適正な条例、協定を締結するとともに、企業との対話を通じて、企業の前向きな取組を促進すべきではないか。その際、優良な取組事例の紹介など、情報提供に努めていくべきではないか。
- ・ 地域全体での公害防止管理の水準を上げるためには、地方自治体との連携のもと、大企業、中小企業が一体となった地域ぐるみの取組が必要ではないか。
- ・ 各種公害規制法に基づく規制基準の遵守及び測定の実施等の公害防止管理業務を適切に実施するために企業と地方自治体はどのような連携をとるべきか。

以上